

財団法人東京Y M C A 2010年度運営方針

2009年度は事業の管理運営を改善し、社会・地域に対する信頼を強めることを目標とした年であった。130年の歴史を刻む2010年度は、キリスト教精神を基盤とする東京Y M C Aの使命を再確認し、世界を見つめ、地域に必要とされる公益財団法人を目指し、たたくまいを整えていきたい。そして、地域社会の中で継続して使命を果たし、その公益性を発揮していくために運営と財政の状況を、中・長期的視野をもって改善していく年としたい。さらに東陽町センター及び周辺を中心にしたY M C Aの働きの充実を図り、協働事業をより良く形作っていくことが求められる。

2010年度を市民社会形成と青少年の健全育成のためにY M C Aがその働きを強めていくための基盤を強化する年とする。

< 事業計画 >

寄付行為に定めた目的を達成するため事業について以下のとおり計画する。

1 小集団活動を実施する

「共に支えあう相互関係づくり」として小集団活動の手法を用い、青少年育成・野外活動・障がい児・者プログラムをはじめ全ての事業をとおして進展させ、一人ひとりのいのちの大切さを培う。

- (1) 青少年健全育成プログラムを行う
- (2) 障がい児・者へのプログラムを行う
- (3) 居場所プログラムを実施し、一人ひとりのいのちを大切にする

2 体育、レクリエーション、キャンプ、野外活動等を実施する

幼児・青少年の心身共なる成長、及び、成人・高齢者の健康増進と維持を願って、体育、レクリエーション、キャンプ、野外活動等を実施し、より良い生き方、生活を築くウェルネスプログラムを推進する。

- (1) 幼児、青少年への体育プログラムを行い、生涯に亘って運動・スポーツを親しむ基礎を養う
- (2) 成人の健康増進を図るプログラムを展開する
- (3) 高齢者介護予防プログラムを展開する

3 語学、職能教育を実施する

国際理解推進の基盤として語学教育を位置づけると共に、幼少よりの語学教育事業を強化する。また専門学校は質の高い指導を行い、社会に必要とされる人間を育成

する。

- (1) 語学教育を行い、国際理解の基を築く
- (2) インターナショナルスクールを運営する
- (3) 専門学校を運営する(ホテリエ育成、社会体育並びに保育専門従事者の育成)

4 講座、講習会、研修会等を開催する

時代状況を読み取り、地域・国際社会の課題を見出して、啓発的な講座、講習会、研修会等の事業を実施する。

- (1) 国際理解講座、ボランティアコーディネーター養成講座、市民講座、環境教育プログラムを行う

5 国際交流等の活動を実施する

国際青少年団体として、各国Y M C Aとのパートナーシップを発展させ、また、国際交流を進展させ、国際化に適う青少年育成を図る。同時に、国内では在日外国人生活支援活動を行う。

- (1) パートナーシッププログラムを検証し、発展させる
(フロストバレー・バングラデシュ・北京・ハワイ島・ソウル)
- (2) 青少年の国際交流を進展させる
- (3) 在日外国人支援として生活情報を提供する

6 社会奉仕活動を実施する

地域社会ネットワークの一員としてコミュニティ形成を担い、社会において弱い立場に立たせられている人々と共に生きるための活動を行う。

- (1) ボランティアによる活動を推進する
- (2) 地域社会との協働活動を行う
- (3) 地域ネットワークの一員としての役割を担う

7 幼児教育を実施する

子どものいのちを育む幼児教育活動を、保護者・地域の人々と共に展開する。

- (1) チャイルドケア事業を運営する
- (2) 乳幼児保育事業を運営する
- (3) 子育て支援プログラムを行う
- (4) 児童館・学童保育の運営を行う

8 教育施設を提供する

野外教育プログラムの実践をとおした青少年育成の場とし、指導・プログラム・施設提供を行う。

- (1) 諸団体の野外環境教育プログラムへの施設提供を行う
- (2) NPO、国際協力団体への施設提供を行う

9 その他目的を達成するために必要なことを実施する

寄付行為における8事業の他、目的を達成するための事業を展開する。

特に、Y M C Aの行う多くの奉仕活動や事業支援を、Y M C A使命に賛同する会員（個人・法人団体）を中心とする協力者と共に展開し、事業支援のためのファンド形成を行う。

- (1) 奉仕者としての会員を中心とする地域奉仕・交流活動を行う
- (2) 公益性事業進展のため国際協力基金、奨学基金、そしてフレンドシップファンドなどを強化していく

< 重点事項 >

1 公益法人としての働きを展開する

- a. 新法による公益財団法人としての認定を目指す。
- b. 東陽町地域における公益活動展開のために東陽町センターを有効に活用する。
- c. 公益活動推進のため寄付金等を受ける。
- d. 東雲地域における新たな展開を図るための準備の年とする。

2 市民社会の形成に関わり、青少年健全育成を図る

- a. 市民社会の形成のために会員の増強を図る。
- b. Y M C A運動のリーダーシップ養成を図る。
- c. 市民社会形成のため目的を共有する団体との連携を深め、積極的な活動を行う。
- d. 青少年健全育成に寄与するためのさまざまな機会を設ける。

3 継続可能な組織づくりと共に安定した事業運営を行う

- a. 東京Y M C Aの働きが発展的に展開できるよう中・長期計画を策定する。
- b. チャイルドケア事業を充実させるために、指導者の育成を図る。
- c. 健全な財政運営に努める。
- d. 地域社会に応える事業を開拓する。